

美保中学校区義務教育学校校舎等新築工事基本設計に係る
ZEB化総合調整業務委託仕様書

1 目的

美保中学校区義務教育学校及び認定こども園の新築による幼保小中連携型の施設整備に伴い、当該施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を予定している。

本業務は当該施設の新築工事基本設計において、設計業者と連携を図り、ZEB化の要件を確実に盛り込むための総合調整業務である。

なお、本新築工事は、ZEB Ready又はNearly ZEB以上の認証を取得して、国庫補助事業等の採択を得て実施することを予定している。

2 委託業務名

美保中学校区義務教育学校校舎等新築工事基本設計に係るZEB化総合調整業務

3 業務期間

契約締結の日から令和6年12月31日まで

4 建設地

鳥取県米子市大崎3255番地1外

5 業務の内容

○総合調整業務（コミッションング業務）

本市が別途契約している美保中学校区義務教育学校校舎等新築工事基本設計業務について、当該業務を受託している基本設計業者（以下単に「設計業者」という。）が作成する設計図書を確認し、ZEBの取得要件及び国庫補助事業等の条件を満たしているか、ZEB Ready又はNearly ZEB以上を達成するために必要な記載をしているかをZEBプランナーとして確認し、次の業務を行うもの。

①ZEB導入技術の提案

- ・基本設計に関する打合せに出席し、ZEB実現に関する外皮性能の向上、導入設備の高効率化、再生可能エネルギー設備等の導入、ゾーニング等について提案を行うこと。
- ・内容に不十分な箇所があれば、ZEBプランナーとして、設計業者に修正を依頼すること。
- ・工事費用及びスケジュールの検討において、国庫補助事業等の活用を想定したZEB実現に関する助言を行う。

- ・国庫補助事業について最新の情報を把握し、設計状況等から、最適な国庫補助事業等の活用に関する助言を行う。

②一次エネルギー消費量等の算出

- ・基本設計の内容に基づき、建築研究所計算支援プログラム（標準法）を用いて外皮性能（PAL*）及び一次エネルギー消費量の基準値・設計値（※詳細の設計内容が未決の場合は、一般的な仕様を用いる。）を算出する。（※基本設計中盤及び基本設計完了時の2回程度）
- ・上記の結果をもとにCO2排出量を算出する。

6 成果物の納品

- ・総合調整業務成果物（協議録等） 一式
 - ・その他、本市が求める資料
- 成果物については、CD-R等本市が指定する媒体での提出とする。

7 検査

受託者は、業務完了後、遅滞なく、成果品を提出すること。また、納品後に成果品に不良箇所が発見された場合には、速やかに、訂正、補足その他の措置を行わなければならない。

8 支払

- (1) 全業務完了後の支払とする。
- (2) 業務が完了次第、速やかに、支払の請求を行うこと。

9 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。
- (2) 委託業務の遂行に当たって、受託者は、本市の意図及び目的を十分に理解した上で、正確・丁寧に業務を遂行すること。
- (3) 委託業務の遂行に当たっては、設計業者と十分に協議をし、業務を遂行すること。
- (4) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (5) 委託業務の遂行に当たり、受託者が知り得た情報等については、本市の承諾を得ることなく、第三者に内容を漏らさないこと。業務の完了後も同様とする。
- (6) 成果品の管理及び帰属は、本市とする。受託者は、本市の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。

- (7) 国庫補助事業等に関して、委託業務遂行中に、令和7年度以降における補助金等について、その内容が変更となった場合、補助の適用外となる場合等のその後の業務に影響を及ぼす事象が発生した場合は、受託者は本市と協議すること。
- (8) その他、業務実施に関し疑義が生じた場合は、受託者は本市と協議し、解決すること。

10 暴力団排除

受託者は、当該業務の履行に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を本市に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに本市と工程に関する協議を行うこと。

11 その他

この仕様書に記載されていない事項については、本市と受託者の協議により決定する。

12 美保中学校区義務教育学校及び認定こども園新築工事に係る全体スケジュール

(1) 美保中学校区義務教育学校及び認定こども園新築工事に係るスケジュール

予定時期	実施項目
R6. 3. 1～R6. 12. 31	基本設計
R7年度以降	実施設計
R8年度以降	建築工事

(2) ZEBプランニング業務及び補助金コンサルティング業務に係るスケジュール

予定時期	受託者実施項目	今回契約対象業務	今後契約予定業務
R6. 5末頃～R6. 12. 31	①基本設計時のZEB化に係る総合調整業務	○	
R7年度以降	②実施設計時のZEB化に係る総合調整業務		○ (※1)
R8年度以降 (※国庫補助事業の状況による)	③補助事業応募・交付申請業務		○

R8年度以降	④BELS認証取得業務		○
R8年度以降	⑤新築工事時のZEB化に係る総合調整業務		○
R8年度以降（※国庫補助事業の状況による）	⑥補助金執行団体への検査・報告書提出等の対応業務		○
R10年度以降（※国庫補助事業の状況による）	⑦補助金執行団体へのエネルギー使用状況等の事業実績報告業務（補助事業完了後5年間）		○

（※1 設計変更等で追加業務が発生する場合のみ。）